2026年11月25日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋兜町5番1号
平和不動産リート投資法人
代表者名　執行役員　本村　彩
（コード番号：8966）
資産運用会社名
平和不動産アセットマネジメント株式会社
代表者名　代表取締役 社長執行役員　平野　正則
問合せ先　企画財務部長　川崎　菜穂美
TEL. 03-3669-8771

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2026年11月19日開催の本投資法人役員会において決議しました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．公募による新投資口発行（一般募集）

(1)	発行新投資口数	54,300口 上記発行新投資口数のうち13,710口が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売されます。
(2)	発行価格（募集価格）	1口当たり　115,410円
(3)	発行価格（募集価格）の総額	6,266,763,000円
(4)	払込金額（発行価額）	1口当たり　111,681円
(5)	払込金額（発行価額）の総額	6,064,278,300円
(6)	申込期間	2026年11月26日（木）
(7)	申込証拠金の入金期間	2026年11月26日（木）から 2026年11月27日（金）まで
(8)	払込期日	2026年12月1日（火）
(9)	受渡期日	2026年12月2日（水）

（注）引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

２．投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1)	売出投資口数		2,700 口
(2)	売出価格	1 口当たり	115,410 円
(3)	売出価額の総額		311,607,000 円
(4)	申込期間	2026 年 11 月 26 日（木）	
(5)	申込証拠金の入金期間	2026 年 11 月 26 日（木）から 2026 年 11 月 27 日（金）まで	
(6)	受渡期日	2026 年 12 月 2 日（水）	

３．第三者割当による新投資口発行（本第三者割当）

(1)	払込金額（発行価額）	1 口当たり	111,681 円
(2)	払込金額（発行価額）の総額（上限）		301,538,700 円
(3)	申込期間（申込期日）	2026 年 12 月 25 日（金）	
(4)	払込期日	2026 年 12 月 28 日（月）	

（注）上記（3）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。

【参考】

１．発行価格及び売出価格の算定

(1)	算定基準日	2026 年 11 月 25 日（水）
(2)	算定基準日の投資口価格（終値）	122,400 円
(3)	ディスカウント率	2.50%

（注）算定基準日現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値から 2026 年 11 月期に係る 1 口当たりの予想分配金（予想利益超過分配金を含みません。）4,030 円を控除した上で算出しています。

２．シンジケートカバー取引期間

2026 年 11 月 27 日（金）から 2026 年 12 月 24 日（木）までの間

３．今回の調達資金の使途

一般募集における手取金（6,064,278,300 円）については、特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金の一部に充当します。なお、本第三者割当による新投資口発行の手取金上限（301,538,700 円）については、特定資産の取得に付随する諸費用の一部並びに一般募集及び本第三者割当による新投資口の発行に係る諸費用の一部に充当します。また、残余があれば手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

特定資産の詳細については、2026 年 11 月 19 日付「国内資産の取得に関するお知らせ（ＨＦ南品川ビルディングⅠ、ＨＦ南品川ビルディングⅡ、ＨＦ南品川ビルディングⅢ）」をご参照ください。

（注）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以　上

＊　本投資法人のホームページアドレス　：　https://www.heiwa-re.co.jp/

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。仮に米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。